

# 第155回山梨県都市計画審議会

## 会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時： 令和3年5月17日（月） 午後1時30分 ～ 午後2時30分

2. 場所： 山梨県防災新館1階 オープンスクエア東面

### 3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員)	(1号委員)	赤岡勝廣委員 刑部利雄委員 佐々木邦明委員 甲光俊一委員 奥村一利委員 若狭美穂子委員
	(2号委員)	幸田淳委員(代理 宗田 功) 河村俊信委員(代理 森下文章) 土井弘次委員(代理 松澤尚利) 河内健司委員
	(3号委員)	望月幹也委員
	(4号委員)	皆川巖委員 白壁賢一委員 土橋亨委員
	(5号委員)	藤本明久委員
	(専門委員)	出羽和平委員 清水高博委員(代理 三浦智幸)
(事務局)	(都市計画課)	課長 総括課長補佐 都市企画監 課長補佐(2名) 担当職員(3名)
	(道路整備課)	担当職員(2名)

4. 傍聴者等の数 2人

### 5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) 閉会

## 6. 審議案件

### 第1号議案

甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計画、笛吹川都市計画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画（甲府盆地7都市計画） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山梨県決定）について

### 第2号議案

身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山梨県決定）について

### 第3号議案

富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山梨県決定）について

### 第4号議案

都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山梨県決定）について

### 第5号議案

大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山梨県決定）について

### 第6号議案

上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山梨県決定）について

### 第7号議案

甲府都市計画道路の変更（山梨県決定）について

3・4・10号 高畑町昇仙峡線

## 7. 議事の概要

別紙会議録による。

## 第155回山梨県都市計画審議会 会議録

司 会

それではただいまより、第155回山梨県都市計画審議会を開催いたします。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます山梨県県土整備部都市計画課の雨宮でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

ここで、傍聴者の方に傍聴いただく上でのご注意を申し上げます。受付でお配りいたしました傍聴券の傍聴の心得をよくお読みいただき、お守りくださるようお願いいたします。

山梨県都市計画審議会運営規程13条により傍聴人は傍聴席で静粛に傍聴していただき、注意事項守らなければならないこととなっておりますので、会議の妨害となる行為を行わないようよろしくお願いいたします。

当審議会は、昨年度、書面にて3回開催しているのみであり、会議形式では、平成30年6月1日以降開催しておりませんでしたので、委員の皆様全員を改めてご紹介させていただきます。

お名前をお呼びしましたら、恐れ入りますがその場でご起立をお願いいたします。

なお本日急遽、ウェブによる参加となった委員がおられますので、後程ご紹介させていただきます。ご了承ください。

まず1号委員である、学識経験者の委員をご紹介申し上げます。

農業造園分野から、山梨県農業会議の赤岡勝廣様。

環境衛生分野から山梨県医師会の刑部利雄様。

交通・都市計画分野から早稲田大学の佐々木邦明様。

なお、佐々木様におかれましては、当審議会の会長代理に就任しておられます。

続きまして、法律・経済分野から、山梨県弁護士会の甲光俊一様。

なお、甲光様におかれましては、当審議会の会長に就任しておられます。

商工業分野から甲府商工会議所の奥村一利様。

建築土木分野から、山梨県建築士会の若狭美穂子様。

次に、2号委員である関係行政機関の委員をご紹介申し上げます。

関東農政局長、幸田淳様。本日は都合により関東農政局農村振興部農村計画課長、宗田功様に代理出席いただいております。

関東経済産業局長、濱野幸一様。なお、濱野様は、本日都合により欠席となっております。

関東運輸局長、河村俊信様。本日は都合により関東運輸局山梨運輸支局首席運輸企画専門官、森下文章様に代理出席いただいております。

関東地方整備局長、土井弘次様。本日は都合により甲府河川国道事務所副所長、松澤尚利様に代理出席いただいております。

関東財務局甲府財務事務所長、河内健司様。

次に、3号委員である市町村の首長を代表する委員をご紹介申し上げます。

山梨県町村会から身延町長、望月幹也様。

山梨県市長会から北杜市長、上村英司様

なお、上村様は、本日都合により欠席となっております。

次に、4号委員である県議会議員の委員をご紹介申し上げます。なお、冒頭ご案内させていただいたように、本日、Webでの出席委員が2名いらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

まず、Webで出席していただいている山梨県議会議員、皆川巖様。

同じく、Webで出席していただいている山梨県議会議員、白壁賢一様。

続きまして、山梨県議会議員、土橋亨様

次に、5号委員である市町村議会の議長を代表する委員をご紹介申し上げます。

山梨県市議会議長会から都留市議会議長の藤本明久様

山梨県町村議会議長会から道志村議会議長の出羽 和平様

次に、専門委員をご紹介申し上げます。

山梨県警察本部交通部交通規制課長、清水高博様。本日は都合により山梨県警察本部交通部交通規制課規制担当補佐、三浦智幸様に代理出席いただいております。

以上で委員の皆様のご紹介を終了いたします。

それでは、ただいまより、第155回山梨県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。次第、座席表、委員名簿がそれぞれ1枚ずつ。第155回山梨県都市計画審議会議案書とあります、クリップ留めの資料。次に山梨県都市計画審議会条例、山梨県都市計画審議会運営規程、最後に参考資料として山梨県都市計画マスタープラン。以上でございますが、不足している資料はございませんでしょうか。不足しているものがありましたら、事務局までお申し出いただきたいと思っております。

続いて、議事に入る前に、本審議会の成立についてご報告申し上げます。お手元に配布した資料の「山梨県都市計画審議会条例」をご覧ください。資料2ページ一番上、条例第5条第2項の規定によりますと、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっております。

本日は、19名の委員のうち、17名のご出席をいただいておりますので、本審議会の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に資料1ページ同条例の第4条をご覧ください。審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者に任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定めることとなっております。令和2年9月30日に書面において実施された選挙において、甲光俊一（こうみつ しゅんいち）委員が会長に選出されております。

また、条例第4条第3項の規定により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっております。会長選出時に会長から佐々木委員を指名いただいております。

昨年度は、当審議会は、書面での開催のみとなっていたことから、ここで甲光会長に、ご挨拶をいただきたいと存じます。それでは、甲光会長お願いいたします。

会 長

ただいまご紹介をいただきました甲光でございます。

この審議会には、本当にそうそうたる方々が多数いらっしゃる中で、なかなか僭越でございますが、昨年より会長を務めさせていただいております。

この審議におきましては、人口減少、超高齢化社会に対応した集約型の都市構造の実現、あるいはリニア中央新幹線の開業を見据えた、都市整備の方向づけ等、極めて重要な課題に対処するものと認識しております。

このような、審議会の会長をさせていただくことは、本当に責任が重大だと思っておるところですけれども、皆様方から活発なご意見、貴重なご意見をいただきながら、将来のためになるような取りまとめをして参りたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては、ぜひともご協力のほどをよろしく願います。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

司 会

ありがとうございました。

それでは、本審議会運営規程第5条第2項の規定に基づき、甲光会長に議長をお願いし、審議を進めていただきたいと存じます。甲光会長、よろしく願います。

議 長

審議に入る前に傍聴人の方へ注意を申し上げたいと思っております。

先ほど事務局から説明がありましたけれども、お配りいたしました傍聴券の「傍聴の心得」にありますように、審議会運営規程により、傍聴人は静粛を旨とし注意事項を守らなければならないと規定されておりますので、ご協力の程、お願いいたします。

なお、発言や騒ぎ立てるなど会議の支障となる行為があった場合には、山梨県都市計画審議会運営規程第13条第5項の規定により、退場して頂くことがありますので、ご承知おき下さい。

審議に入る前に、会議録署名委員をA委員、B委員をお願いさせていただきたいと思っております。よろしく願います。では、これより審議に入らせていただきたいと思っております。

本日の議案でございますけれども、お手元の議案書のとおり、法定審議案件7件でご

ございます。よろしくお願ひ致します。

それでは、まず始めに第1号～第6号議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局                   \*\*\*\*\* 事務局説明 \*\*\*\*\*

議 長                   ご説明ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました第1号から第6号議案について、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

特にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

それでは、第1号から第6号議案について、原案どおり議決してよろしいかお諮りいたします。ご異議ある方いらっしゃいますでしょうか。

～異議なし～

異議はないものと認めさせていただきたいと思ひます。それでは、第1号から第6号の議案につきましては、原案どおり議決することとさせていただきます。

続きまして、第7号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局                   \*\*\*\*\* 事務局説明 \*\*\*\*\*

議 長                   ご説明ありがとうございました。第7号議案につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

A委員                   勉強不足で申しわけございません。

基本的には、羽黒町島上条線との右折レーンを造るために変わったのですよね。

議 長                   事務局よろしいでしょうか。

事務局                   事務局から説明させていただきます。

おっしゃる通りでして、計画がある交差点部分に交通量が多くなるということから、今回の高畑町昇仙峽線に右折レーンを適時設置できるような幅を持たせて、都市計画決定を変更するということとなります。

A委員                   この羽黒町島上条線の計画は、随分後から出てきた計画ということでしょうか。

事務局                   お答えさせていただきます。

羽黒町島上条線は、昭和52年11月に都市計画決定されている道路となっておりまして、甲府市区間は、事業着手していない状況にあり、整備予定時期も不明であり、交差における詳細設計も進んでいないため、隅切り等の変更は行わない形になっております。

A委員                   わかりました。

議 長                   よろしいでしょうか。他に、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは第7号議案につきまして、原案通り議決してよろしいかどうか、お諮りさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。ご異議ある方いらっしゃいますでしょうか。

～異議なし～

異議はないと認めさせていただきます。第7号議案については、原案どおり議決させ

ていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。  
その他といたしまして、何かございますでしょうか。

A委員

1号から6号議案の説明書の中で、大きく変わったところというか、基本的な考え方は13ページの、やまなし都市づくりの基本方針の考え方が大きく変わったということですね。

新しく委員なったものとする、10年前の考え方がどういう考え方で、そこからどのように変わったのかっていうことがよくわからない部分もあるので、もう少し資料付けていただくと、勉強のために有り難いと思います。

議 長

今のご意見は、今後、出力して、つけてくださいというご意見ということですか、それともこの場で説明してほしいとのことでしょうか。

A委員

あれば資料をつけていただき、見せていただければ結構です。

議 長

資料を今後つけるということでよろしいでしょうか。

A委員

今後で結構です。

事務局

見やすくなかった部分もあったかと思しますので、次から対比ができる資料をつけるようにしたいと思います。

議 長

貴重なご意見ありがとうございました。

司 会

その他如何でしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、第155回山梨県都市計画審議会を終了させていただきます。

次回の審議会につきましては、日程、議題等が決まり次第連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお防災新館地下または県庁内に駐車されました先生方で、駐車券への押印がお済みでない方は、お帰りの際、受付の職員にお申し付けください。以上でございます。本日は誠にありがとうございました。